

2021年10月18日

観光庁長官
和田浩一殿

トラベル懇話会会長 原優二

海外往来早期再開および経営支援に関する要望書

トラベル懇話会は、1978年、業界周辺の新知識を吸収するための勉強会として中堅旅行会社など6社で創設されました。この年には成田空港が開港しており、まさに当会は、日本の海外旅行市場が大きな飛躍を遂げるという期待感の中で生まれ、日本の海外旅行市場の発展とともに歩んできました。現在の会員数は140名。大手旅行会社から中小の旅行会社、航空会社、ホテル、ランドオペレーター、政府観光局、保険会社など観光産業を担う企業の経営者・経営管理者が集い日々研鑽を積んでおります。

現在、私どもはコロナ禍により1年半以上に亘って売り上げが90%以上消失するという未曾有の危機に直面しております。幸いにも雇用調整助成金などの政府による多大なる支援により今日まで経営を維持することができました。しかしながら、収入がない状態で家賃やリース代、社会保険料会社負担分などの出費が日々続いており限界を迎えつつあります。

かかる状況の中、ワクチン接種が進み第5波が急速に収まったことで、来月・11月にはワクチン・検査パッケージによる日本国内の行動規制緩和が本格的に実施されることが政府から表明され、Go Toトラベルの再開も予定されているとのことで期待を膨らませております。

しかしながら、当会の会員の多くは海外旅行を主たる事業としており、日本入国時の自主隔離が早期に撤廃ないしは少なくとも3日以内へと緩和され、観光を目的とした海外往来が再開されない限り、たとえ国内旅行が回復しても業績回復は困難です。これは、当会の会員のみならずアウトバウンドやインバウンドを主たる事業とする全国の事業者にあっても同様のことが言えます。

もちろん、国内旅行の回復が海外往来再開につながるものと期待はしておりますが、日本政府の現在の厳格なる水際対策から考えますと、海外往来再開までにはまだ相当の時間を要するものと思われれます。雇用調整助成金も現在は12月以降の特例延長は決まっておらず、もし途切れれば、アウトバウンドおよびインバウンド事業者にとっては、生命線を絶たれることになりかねません。

また、国民の生命を守るため国家が防疫を行うことは当然であり、厳格なる水際対策も必定だと理解しておりますが、それによって事業が中断し困難な状況に追い込まれているアウトバウンドおよびインバウンド事業者が多数存在することを、政府にはなかなかご理解いただけず残念でなりません。是非とも、この点をご理解いただき、緊急事態宣言等の人流抑制に協力した飲食店への協力金と同等の支援をお願いする次第です。

現在も、政府は、訪日客を2030年に6000万人に増やすとする政府目標を堅持していますが、国家間の往来は双方向で発展させていくことが、日本からのインバウンドを期待する多くの国々から強く要望されております。それに応えることが日本の責務であると考えます。

当会は、冒頭でも述べましたようにアウトバウンドの勉強会として発足しております。郷に入っては郷に従う日本の習慣を基盤に、訪問国の歴史、文化、習慣、生活を理解・尊重し、国際交流を広め世界の平和に貢献してきたと自負しております。それはまた、当会会員のみならず、多くの日本の旅行会社も同様であることはいまでもありません。そういう意味では、本要望書は、日本の観光産業に携

わる多くの企業とそこで働く人々の切実なる声としてお聞き頂きたいと思えます。

以下具体的な要望を記します。何卒、関係各方面に観光庁から働き掛けを行い実現するようご配慮お願い申し上げます。

記

1. 観参第155号 令和3年6月15日に示された旅行業更新登録の弾力的措置の延長につて、令和4年3月以降に更新登録の申請期限を迎える事業者についても、基準資産額を算定する決算書類を新型コロナウイルス感染症の拡大前に確定した直近の決算書(概ね令和2年 1 月以前に確定したもの)も可能とすること。
2. 現在継続されている雇用調整助成金における業況特例に該当する企業の現状は未だ改善されておらず、当面、2022年3月末まで延長することし、それ以降も新型コロナウイルス感染症パンデミックの大きな影響を受けている企業の業績が回復するまで継続すること。
3. 2021年2月15日で締め切られている家賃支援給付金を、新たな支援期間を設定し再度給付するとともに、リース代、社会保険料会社負担分等の固定費への支援金を新たに創設すること。
4. 水際対策による海外往来の制限によって大きな影響を受けているアウトバウンド、インバウンドに関連する法人・個人に対し、飲食店等への協力金と同等の売上規模に応じた支援金を創設すること。
5. 月次支援金を国内の行動規制が解消されるまで継続すること。
6. 政府系金融機関による新型コロナウイルス感染症特別貸付の申込期限は12月31日まで、セーフティーネット4号は12月1日、5号は12月31日までとされているが、業況は好転しておらずこれを1年間延長すると共に、貸付限度額の増額および保証協会による信用枠を拡大すること。
7. 政府系金融機関は、新型コロナウイルス感染症特別貸付において返済猶予期間を最長5年で設定しているが、2年で設定した場合は、コロナ禍が予想以上に長期化したために業績回復前に返済が始まってしまうので返済猶予期間を変更する必要性に迫られているが、その変更が円滑に進むように各金融機関に政府から指示等をおこなうこと。
8. セーフティーネット4号、5号には返済猶予期間が設定されていないが、政府系金融機関同様、最長5年までの返済猶予期間を新たに設定し、既に返済が始まっている場合も今後の返済に関して適応すること。
9. Go Toトラベルをより国民に理解される形に改善し早期に再開すること。
10. 水際対策による日本入国時の自主隔離の期間を、ワクチン接種証明等の利用により、早期に撤廃ないしは少なくとも3日以内へと緩和すること。
11. 日本のワクチン接種証明書入国制限の緩和・撤廃を行う国に対しては、相互協定の原則にのっとり、同等の緩和・撤廃を早急に実現すること。
12. ワクチン接種および経口治療薬の普及が進み事態が改善された場合は、新型コロナウイルス感染症を感染症法上の2類相当の指定感染症から早期に5類に変更し、社会経済活動の更なる円滑化をはかること。
13. 海外往来は、観光需要のみならず日本経済回復のためにも早期に再開させることが必要である。そのために、各産業が今から準備し円滑に回復を遂行できるようにするために、政府は、早急に海外往来再開までのロードマップを国内外に示すこと。

以上